

○南アルプス市上下水道局水道検針票広告取扱要領

平成25年8月29日  
企業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス市上下水道局広告掲載要綱(平成25年南アルプス市企業管理規程第4号。以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、本市上下水道局の使用水量のお知らせ(南アルプス市水道給水条例施行規程(平成15年南アルプス市企業管理規程第29号)第15条第1項に規定する使用水量のお知らせ(以下「水道検針票」という。))をいう。)への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等及び掲載位置)

第2条 広告の規格等は、青及び黒の2色刷りとし、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道検針票 縦33mm×横61.5mm 4枠

2 広告の掲載位置は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、4月検針分から翌年3月検針分までとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、別表第2のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、水道検針票の作成時期、作成枚数等を勘案し、ホームページ及び広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、指定する期間内に水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申し込まなければならない。ただし、市税等の滞納のないものとする。

(1) 掲載広告原稿(紙及び管理者が指定する電子データ)

(2) 企業概要の分かる書類

(3) 納税証明書

(4) 市税等納付状況の確認に係る同意書(様式第2号)

(掲載広告の選定方法)

第7条 募集のあった広告については、南アルプス市上下水道局広告審査委員会が審査及び協議を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

2 広告掲載希望者の募集数が第2条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 第1順位 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前3号に規定するもの以外の私企業又は自営業等

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第2条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載の決定)

第8条 管理者は、前条の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 前条の規定により決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載承諾書(様式第4号)を管理者に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、指定する期日までに広告主の責任及び負担において広告原稿(画像データ)を作成し、管理者に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに一括前納しなければならない。

(広告表現の基準)

第12条 広告のデザイン等広告の表現の基準は、要綱第4条の規定によるもののほか南アルプス市上下水道局広告掲載基準の規定のとおりとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、水道検針票への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載取下げ申請書(様式第5号)により管理者に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができる。ただし、水道検針票印刷に関する契約締結後は、広告掲載料の返還は行わない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、南アルプス市上下水道局広告掲載要綱の規定の例による。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月17日企業管理規程第3号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日企業管理規程第3号）抄  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

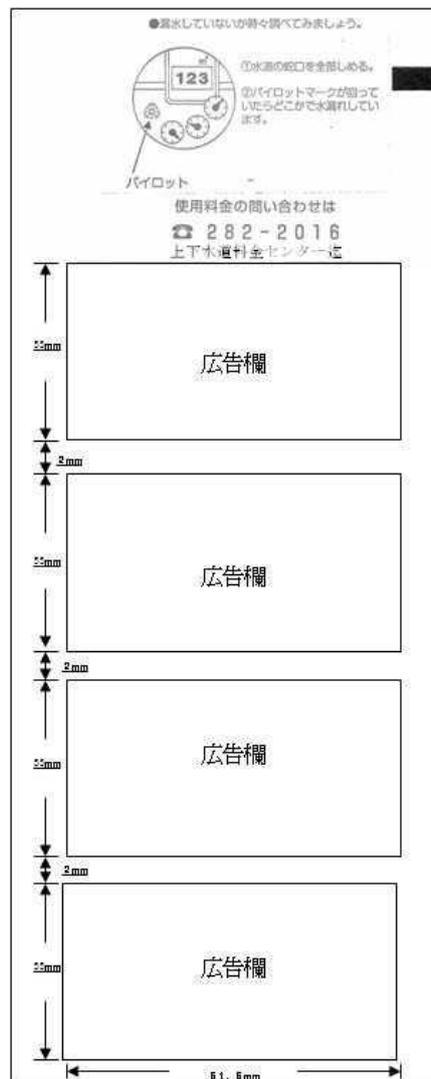
別表第1（第2条関係）

(1) 水道検針票

裏面

広告欄規格（縦33mm×横61.5mm）

※複数枠に掲載の場合は、当該掲載枠の間の余白（2mm）を含む。



別表第2（第4条関係）

広告掲載料（1年間）

区分	広告規格	金額（税込）	備考
1 枠	縦33mm×横61.5mm	75,000円	
2 枠	縦68mm×横61.5mm	150,000円	
3 枠	縦103mm×横61.5mm	225,000円	
4 枠	縦138mm×横61.5mm	270,000円	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

(申込者)

所在地

名 称

代表者職・氏名

㊟

### 南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載申込書

南アルプス市上下水道局水道検針票に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申込にあたっては、南アルプス市上下水道局水道検針票広告取扱要領を遵守します。

#### 記

##### 1 広告内容

(1) 広告の名称

(2) 広告の内容

##### 2 連絡先

(1) 担当者氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) FAX番号

##### 3 添付書類

(1) 掲載広告原稿（紙及び管理者が指定する電子データ）

(2) 企業概要がわかる書類

(3) 市税等納付状況の確認に係る同意書（様式第2号）

様式第2号（第6条関係）

市税等納付状況の確認に係る同意書

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

住 所  
申請者 氏 名 ④  
電話番号

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載の申込みに関し、担当職員が市の関係課から、私の市税等納付状況調査を行うことに同意します。

様式第3号（第8条関係）

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

（申請者） 様

南アルプス市長 印

南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載決定通知書

南アルプス市上下水道局水道検針票広告取扱要領第8条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定区分

掲載を承認します。 掲載を承認できません。

◇できない場合の理由

2. 広告掲載期間

全期 4月検針分から翌年3月検針分まで（1年）

3. 広告掲載料

金 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとします。

4. 広告原稿の提出方法等

提出方法

提出期限 年 月 日

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

(申込者)

所在地

名 称

電話番号

代表者職・氏名

㊟

南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載承諾書

年 月 日付け南アルプス市指令 第 号で南アルプス市上下水道局水道検針票への広告掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、決定通知書に記載された内容について承諾するとともに、次の事項に同意します。

また、同意事項に記載された内容を実施するに当たり、費用が発生する場合であっても、当方で全て負担します。

1 同意事項

- (1) 南アルプス市上下水道局広告掲載要綱、南アルプス市上下水道局水道検針票広告取扱要領を遵守すること。また、本承諾書提出後にこれらの定めが改定された場合にあっては、その改定後の定めを遵守すること。
- (2) 南アルプス市上下水道局水道検針票広告取扱要領の規定に基づき行われる指導に従うとともに、指示された事項に速やかに対応すること。
- (3) 広告掲載に疑義が生じた場合は、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や必要書類の提出など、必要な措置を講ずること。

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載取下げ申請書

（宛先）南アルプス市長

（申込者）

所在地

名 称

電話番号

代表者職・氏名

㊞

年 月 日付け南アルプス市指令 第 号で南アルプス市上下水道局水道検針票広告掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取り下げたく申請します。

1 取下げの理由

- 様式第1号 (第6条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第8条関係)
- 様式第4号 (第9条関係)
- 様式第5号 (第13条関係)